

誓 約 書

私および保護者等は、白鷗大学（以下、「本学」という。）交換留学制度の派遣留学生として派遣先大学に留学する（以下「交換留学」という。）に当たり、関連教職員の指示に従うとともに、下記の事項を遵守し、本学学生として規律ある行動をとることを誓約いたします。

記

1 留学に臨む姿勢

- 1) 本学が交換留学に先立って行う事前指導に必ず参加し、本学の定める海外留学に関する諸規程と諸手続に従うこと
- 2) 交換留学中、本学学生としての自覚と責任の下、留学先大学の定める諸規則および留学先である国の法律に従うこと
- 3) 交換留学中、学業以外で自己を危険にさらす行為、危険を伴う課外活動、免許を必要とする乗り物の運転、その他これらに類似する危険な行為をしないこと
- 4) 交換留学中、留学先の国では合法であっても、わが国の法律が禁止している銃器や薬物の購入、所持、使用をしないこと
- 5) 交換留学中、留学先の国において、災害・暴動・テロ・事故・疾病・犯罪等によって損害を被ったとしても、本学に一切責任を問わないこと
- 6) 交換留学中、自らの故意・過失・法令違反・公序良俗に反する行為によって、留学先大学または第三者に対し損害等を与えた場合には、自らの責任において損害等を補填すること。また、自らが留学先大学または第三者に与えた損害等により、本学が損害賠償の責めを負った場合は、自らの責任において、本学が被った損害を補填すること
- 7) 交換留学の直前直後の移動中の事故等によって被った損害等については、本学の責めによって生じた場合を除き、本学は損害賠償の責めに任じないことを予め了承すること
- 8) 派遣留学先大学での学位取得・派遣留学先大学への編入はできない。留学期間終了後は、速やかに帰国し、本学の制度で参加するため後輩への情報提供・広報・国際交流の活性化に積極的に協力すること

2 手続

- 1) 本学の派遣留学生選考委員会が、本学の定めた内規に従って決定した交換留学の応募選考結果に関して、異議の申立ができないことを予め了承すること
- 2) 交換留学に必要な諸手続（各種書類の作成、パスポートやビザの取得、科目登録、留学費用の支払い、保険加入等）を事前に十分確認し、自らの責任において行うこと
- 3) 留学先の国による入国制限の有無を確認し、入国条件（ワクチン接種証明等の提示、一定期間の自己隔離措置など）を満たすこと
- 4) 本学が派遣留学生と決定した場合であっても、留学先大学等の事情によって派遣留学生の受け入れが許可されない場合があることを予め了承すること
- 5) 交換留学に必要な費用全額を定められた期日までに支払うこと
- 6) 交換留学に必要な費用の支払完了後は、本学が正当と認める事由がある場合以外は辞退できないので、十分理解のうえ出願すること
- 7) 正当な理由がない限り、個人的な事情に基づく交換留学の渡航日程の変更や、留学期間の変更（一時離脱、途中帰国など）および中止はできないことを予め了承すること
- 8) 交換留学中、本誓約書に定める遵守事項に違反した場合、または、心身上の理由により交換留学の継続が困難と判断された場合、もしくは、自らの意思で交換留学を中断した場合は、本学の指示に従うこと
- 9) 上記の場合に発生する取消料、違約金、その他新たに生ずる追加費用等は派遣留学生の

負担となること、および、交換留学の既払費用の返金もないことを予め了承すること
10) 上記 8 の場合の派遣留学生の単位認定については、本学が定める海外留学に関する諸規定によって決定されることを予め了承すること

3 不可抗力による本プログラムの中止・変更

- 1) 日本政府（外務省）が発出する危険情報等（危険情報レベルや感染危険情報レベル）や留学先の国の入国制限の状況、留学先大学の授業の実施形態などを踏まえて、本学および留学先大学の判断で、交換留学の中止および帰国勧告もしくは交換留学の実施形態の変更（渡航からオンラインへの変更など）を決定する必要があることを理解し、その場合には、速やかに本学の指示に従うこと
- 2) 上記の場合に発生する取消料、違約金、その他新たに生ずる追加費用等は派遣留学生の負担となり、交換留学の既払費用の返金もないことを予め了承すること

4 危機管理

- 1) 留学先の国への渡航に際し、本学の指定する保険会社および危機管理会社との間で、出発から帰国までの海外旅行保険への加入ならびに危機管理対処サービスへの登録を行い、内容を十分に把握したうえで、活用すること
- 2) 本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、留学先大学から、別途、現地での保険に加入を求められた場合は、双方の保険に加入すること
- 3) ホームステイについては、派遣先大学の指示およびホームステイポリシーに従うこと
- 4) 交換留学中、新型コロナを始めとする様々な感染症に関する感染症危険情報に留意し、感染リスクの高い地域への移動を避けるなど、感染症対策に努めること
- 5) 交換留学中、新型コロナを始めとする様々な感染症に感染したとしても、その責任は本学および留学先大学が負うものではないことを理解すること
- 6) 日本および派遣先の国での出入国時に必要とされる入国条件に伴って発生する費用（感染症の検査費用や隔離に要する宿泊費など）は自己負担となることを予め了承すること

5 個人情報の提供

- 1) 交換留学の運営および危機管理のために、本学が得た個人情報を留学先大学に提供することに同意すること
- 2) 交換留学の運営および危機管理のために、留学先大学が取得した成績情報および生活面の個人情報を本学に提供されることに同意すること
- 3) 危機管理等の理由から必要な場合には、派遣留学生本人の了承を得ずに、本学から保護者等（第三者を含む）に情報を提供する場合があることに同意すること
- 4) 交換留学中、留学の様子（写真や感想など）を本学の広報に使用することに同意すること
- 5) 本学が得た個人情報を利用して、本学が主催するイベント等の案内や、各種留学プログラムの説明会へ留学体験者としての出席依頼などの連絡をする場合があることを予め了承すること

6 保護者等の同意

本誓約書の内容を含め、交換留学の内容を確認し、保護者等と十分に話し合い、両者の理解のうえで本プログラムへの参加を申し出ていること

令和 年 月 日

学籍番号 _____ 学生氏名 _____ 印
保証人住所 〒 _____ 保証人氏名 _____ 印